

業務委託仕様書

1 事業名称

へき地など中山間地域における今後の医療資源の在り方に係る分析調査業務

2 事業目的

本県におけるへき地など中山間地域（以下、「へき地等」とする。）においては、人口減少等を背景にへき地診療所数が減少傾向にあるとともに、へき地等に居住する住民及び診療所勤務医師の高齢化が進展している。

併せて、住民の通院手段の確保や往診等による医師の移動負担増加などの諸課題も抱えていることから、現状のへき地等医療体制をこのまま維持していくことは極めて困難な状況である。

上記や今後の人口減少・高齢化の急速な進展を踏まえ、医療資源の効率的な配分を検討していく必要があるが、そのためには、データなど具体的な根拠に基づく分析が求められる。

本業務は、へき地等における現状や課題、今後の状況を踏まえたへき地診療所及びへき地診療所に準ずる診療所（以下、「へき地診療所等」とする。）の再編パターンモデルの整理等を行うことで、限られる医療資源の最適な配置や持続可能なへき地等医療提供体制を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

(1) へき地診療所等の再編パターンモデル等の提案及び整理

今後の人口減少等の急速な進展を踏まえたへき地診療所等の再編パターンモデルを複数提案し、整理を行うこと。

また、再編を行う場合の基準（指標）の設定に際しては、患者数の減少など一つの要因に着目したものではなく、複合的な要因による基準（指標）を設定することとし、それも併せて提案すること。

なお、提案の対象としては、同一市町村内に複数のへき地診療所等が所在している市町村は必須とし、1つのへき地診療所等だけが所在する市町村については、同一医療圏内での再編パターンの提案を行うこと。

提案に際しては、内容がわかりやすく、あまり複雑なものにならないように配慮すること。

【パターン例】 同一市町村内に A、B、C の診療所がある場合

- (ア) B、Cを廃止し、Aを基幹診療所とする
- (イ) B、Cを統合してB'とし、Aはそのまま
- (ウ) A、B、Cすべてを廃止 等

【県から提供するデータ】

へき地等医療における現状や課題、今後の状況等に関する一定の基礎情報として、以下データを県から提供する。

- ・本県におけるへき地医療の概要資料
- ・へき地診療所等位置図
- ・へき地診療所等住所一覧
- ・へき地診療所における患者数の推移（H30～R5）
- ・2020年と2040年時点における限界状態・無居住化メッシュ分布図（二次医療圏別を含む）など

(2) へき地診療所等の再編にあたって想定される周辺への影響及び課題整理

(1)によりへき地診療所等を再編した際に生じる地域への影響や課題を既存の医療提供体制等から整理すること。

(3) 進捗状況の報告

受託者は、県からの求めに応じ、進捗状況を報告すること。

(4) 資料作成

データや資料の構成等については、県と協議のうえ進めることとし、県の指示に応じて県と共有すること。

(5) 成果品（分析結果）の報告

- ・県が別に定める日までに、成果物（分析結果）を提出し、その内容について県に報告する場を設けること。
- ・分析後の表・グラフ（ExcelやPowerPointなど）については、可能な限り県が容易に編集できる形式で提供すること。
- ・分析結果を取りまとめた報告書及び概要説明資料を作成すること。また、報告書の作成に当たっては、今後のへき地医療提供体制の在り方を検討する際に分かりやすく、かつ、有用な資料となるよう必要な工夫を行うこと。その際、県の指示があった場合には、これに従って作成すること。

(6) 提出物

委託業務に係る提出物は、以下のとおりとする。なお、特に指定がない限り、紙媒体2部及び電子データを提供すること。

①業務の実施体制が分かる資料

業務責任者や各業務についてメンバーの役割を明記することとし、契約締結後、速やかに提出すること。

②業務実施計画書

契約締結後、本業務の作業スケジュールを記載したもの。

③成果品

(5) を参照

④実績報告書

事業名、事業実施期間、実施した事業内容、成果物の内容、事業完了日等を記載したものを業務完了後、速やかに提出すること。

⑤その他委託業務の実施にあたり県が必要と認めるもの

5 再委託について

受注者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただ、効率的な業務を遂行する上で必要と認められるときは、本業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとに、再委託先の概要及びその体制と責任者、業務の範囲、再委託を行う理由及びその他本県が必要と認める事項を明記した書面によりあらかじめ報告し、本県の承諾を得なければならない。

6 機密の保持

- (1) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱うとともに、情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な対策を講じなければならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受注者は、本県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む）し、又は第三者に提供してはならない。

7 業務実施上の条件

- (1) 本業務の実施に要するすべての経費（交通費、印刷費等）は、委託料に含めることとし、別途経費を精算することはしないものとする。
- (2) 本業務の遂行によって作成した報告書等に係る著作権等の諸権利は、本県に帰属するものとする。
- (3) 本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法令等に則り、適切に管理すること。
- (4) 受託者の責による事故等が発生した場合は、責任をもって対応し解決を図るとともに、それにより生じた損害は、受託者が負担するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や本仕様書に疑義が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、速やかに県と協議し、その指示を受けること。